

## リスク分担表（案）

分類	番号	内容	負担者		説明
			本機構	事業パートナー	
募集要項リスク	1	募集要項及び要求水準書等の各種公表文書の誤りや本機構の理由による変更に関するもの	○		
応募費用	2	応募費用の負担		○	
税制変更	3	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用のうち本機構の支払う委託料に関するもの	○		
	4	上記の消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
法令変更	5	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による増加費用	○		
	6	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	
許認可	7	当館所有者として本機構が取得すべき許認可の遅延	○		
	8	本事業の実施に関し事業パートナーが取得すべき許認可の遅延		○	
住民対応	9	本事業の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○		
	10	事業パートナーが行う業務に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望等への対応		○	
環境	11	事業パートナーが行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○	
第三者賠償	12	事業パートナーの行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○	
	13	本機構の責任により生じた事故で	○		

		第三者に与えた損害の賠償			
選定企業等に関するもの	14	業務を委託し、又は請け負わせる協力企業その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	協力企業等の責めに帰す事由は、事業パートナーの責めに帰す事由とみなす。また、協力企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、運営権者たる事業パートナーが負担する。
支払い遅延	15	本機構の支払いの遅延	○		本機構は運営権者たる事業パートナーに遅延利息を支払う。
	16	事業パートナーの本機構への支払いの遅延		○	事業パートナーは本機構に遅延利息を支払う。
知的財産権侵害	17	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業パートナーが作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	ただし、当該侵害が、本機構の特に指定する条件等を遵守したことに起因する場合であって、事業パートナーが合理的に必要な十分な調査を行った場合その他事業パートナーの責めに帰すべき事由がない場合を除く。
要求水準変更等	18	本機構の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、本機構の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合には、減額するものとする。
	19	事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	
要求水準の確保	20	要求水準の達成に疑義が生じた場合、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
館蔵品管理	21	館蔵品の盗難・毀損など	○		館蔵品は事業パートナーへの貸し出しは不可とし、事業パートナーは写真などの素材のみ取り扱う。

利用者対応 事故対応	22	本機構に起因する、利用者からの苦情や事故、賠償など	○		本機構の指示に起因し発生した各種事業中の事故への対応に伴う損害や追加費用負担 なお、館長、学芸員の指示による場合であっても明確に本機構から書面による指示がない場合は、本機構からの指示とはならない。
	23	上記以外		○	本機構の責めによらない各種事業の事故等への対応に伴う損害や追加費用負担（利用者の怪我、食中毒等）
施設設備の 損傷	24	本機構の帰責事由による損傷を復旧するための費用	○		本機構が実施すべき適切な改修などを実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷および事業中断（建物躯体部分等）
	25	事業パートナーの帰責事由による損傷を復旧するための費用		○	事業パートナーが実施することとなっている修繕業務の範囲内の施設の損傷（事業パートナーの投資によって整備した店舗内装部分等）
	26	第三者による施設・設備の損傷および事業中断		○	
需要変動	27	利用者数などの変動によるコスト・収益の増減リスク		○	
原状回復	28	契約の終了時又は解除時に、事業パートナー（協力企業その他の第三者を含む）が所有する業務設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○	本機構が必要と認めた場合にこれを取得する、又は次期運営権者が取得することがある。
契約解除	29	本機構の帰責事由による契約解除	○		
	30	事業パートナーの帰責事由による契約解除		○	各業務の個別契約に定める場合、事業パートナーは本機構に違約金を支払い、違約金を超える損害を賠償する。
	31	不可抗力に起因する契約解除	○	○	本機構及び事業パートナーは

					応分に増加費用又は損害を負担する。
	32	法令変更起因する契約解除	○	○	本機構及び事業パートナーは 応分に増加費用又は損害を負担する。

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

空欄：原則として負担がない